

＜一般委託＞

自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約） 仕様書

自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、電気事業法第42条第1項及び第43条また、同施行規則第52条第2項の規定に基づき、自家用電気工作物の保安管理業務を行うものである。
2	履行期間	令和元年7月1日から令和6年6月30日
3	施行場所	市が指定する場所 (別紙施工場所一覧のとおり)
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額は全履行期間(初年度から最終年度)に含まれる業務内容を積算した総額(税抜)とすること。 ・本件の施設等に係る保安規程は、本件の落札者と協議を行い、本仕様書とは別に定める。 ・各施設ごとに契約書を締結し、委託料の請求は各施設ごとに行うこと。ただし、消防施設14か所については、まとめて一つの契約書とし、請求も消防局総務課へ行うこと。 ・通常点検が隔月となる場合、訪問しない月についても報告書(装置での監視記録等)を提出すること。
6	関係法規	電気事業法
7	資格要件	別紙のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、各月末締め翌月払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市財政部契約課 中村 有希 TEL046-822-9791 ・各施設連絡先(施工場所一覧のとおり)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	--

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和元年度	円	令和元年 7月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和2年 3月 31日まで

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
自家用電気工作物 通常点検	月			
自家用電気工作物 定期点検	回			
経済産業省届出手続	回			
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和2年度	円	令和2年 4月 1日から 令和3年 3月 31日まで
令和3年度	円	令和3年 4月 1日から 令和4年 3月 31日まで
令和4年度	円	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで
令和5年度	円	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで
令和6年度	円	令和6年 4月 1日から 令和6年 6月 30日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

年度ごとの回数統括表

業務内容	単位	回数等						合計
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
月次点検	月	9	12	12	12	12	3	60
年次点検	回	1	1	1	1	1	0	5
経済産業省 届出手続	回	1	0	0	0	0	0	1

※令和元年度は、令和元年7月1日から令和2年3月31日まで。

※令和6年度は、令和6年4月1日から令和6年6月30日まで。

自家用電気工作物保安管理業務委託(長期継続契約)細目書

第1条 (契約対象自家用電気工作物の概要)

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 事業場の名称 | 別紙のとおり |
| (2) 事業場の所在地 | 別紙のとおり |
| (3) 需要設備 | 別紙のとおり |
| (4) 発電所 | 別紙のとおり |

第2条 (委託業務の内容)

- 1 受託者(以下「乙」という。)が実施する保安管理業務及びこれに伴い委託者(以下「甲」という。)が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。
- (1) 甲は、事業場について乙と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者本人であることを確認すること。
 - (2) 乙は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された電気管理技術者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
 - (3) 乙は、別紙に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (4) 乙は、別紙に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
 - (5) 乙は、別紙に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
 - (6) 乙は、別紙に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。
甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
 - (7) 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは東京電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
 - (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- 2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行う。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。
- (イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困

難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- (ロ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
- (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

第3条（点検の頻度及び点検項目）

1 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

- | | | |
|---------|-------|------------------------|
| (1)月次点検 | 隔月1回 | (絶縁監視装置を設置できない設備は毎月1回) |
| (2)年次点検 | 毎年1回 | (実施時期は別紙施行場所一覧に記載) |
| (3)随時点検 | 必要の都度 | |

(注) 絶縁監視装置を設置可能な電気工作物には監視装置を設置すること。
 設置にあたっては、前受託者と連絡調整して行うこと。
 なお、絶縁監視装置設置・撤去に係る費用は受託者の負担とする。

【需要設備】

対象設備等	項目	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等			
<受・配電盤>			
<接地工事> 接地線、保護管等			
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等			

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈非常用予備発電装置〉 原動機、発電機、始動装置等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態	左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定、保護継電器の動作 特性試験及び保護継電器と 遮断器等の連動動作試験、 自動始動・停止試験、運転 中の発電電圧及び発電電圧 周波数（回転数）の異常の 有無
〈蓄電池設備〉	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱 の有無 〈測定項目〉 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加 え、蓄電池設備のセルの電 圧、電解液の比重、温度測 定
〈負荷設備〉 配線、配線器具、低圧機器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の 適否 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態	左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定

【内燃力発電所・ガスタービン発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈発電設備〉 原動機、発電機、始動装置等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損 傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態	左記の外観点検項目に加え、 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈配電盤等〉 遮断器、開閉器、変圧器、制御装置、 保護継電器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損 傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態 運転中の発電電圧及び発電電 圧周波数（回転数）の異常の 有無 〈測定項目〉 電圧、電流等測定 B種接地工事の接地線に流れ る漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、 絶縁抵抗測定、接地抵抗測 定、保護継電器の動作特性試 験及び保護継電器と遮断器等 の連動動作試験
〈燃料供給設備〉 貯蔵・供給装置		
冷却・排熱回収設備		
発電設備の建物・室、キュービクルの 金属箱、給・排気設備		

【太陽電池発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
太陽電池アレイ	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 単独運転検出機能の確認、指示計器の状態
接続箱		
パワーコンディショナー		
系統保護装置		

【風力発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<発電設備> 発電装置（風車）、支持工作物、電気系統、運転制御装置	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験
蓄電池設備	<外観点検> 異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・随時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検及び電気事故その他の異常の発生したときに甲の依頼を受けて実施する点検については、臨時点検として別途契約とする。
- 乙は、第3条第1項(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。
- 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととする。
 - 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止

の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

- (1) 次に掲げる事象の起きた電気工作物については、異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 - ア 高圧機材が損傷し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含みます。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- (2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定および試験を行う。

第4条（支払条件等）

- 1 本件は、各月末締をもって乙の請求により甲は精算する。
- 2 点検後の報告書はわかりやすく印字し、各施設に提出すること。なお、前回点検時の不具合箇所について改修されていた場合は、報告書に反映させること。

第5条（連絡責任者等）

- 1 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとする。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることとする。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。
- 6 乙は、保安業務の実施にあたり、甲からの確に連絡を受けるための措置を講じておくものとする。

第6条（甲及び乙の協力及び義務）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。
- 3 甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。
 - (1) 甲が保安規定を変更しようとする場合
 - (2) 甲が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
 - (3) 甲が電気工作物の変更の計画、工事およびしゅん工検査を行う場合
 - (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作ならびに異常時における措置等について定める場合
 - (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合
 - (6) その他保安上必要と認められる場合

第7条（保安業務担当者の資格等）

- 1 乙は、電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- 2 乙の保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施することとする。
- 3 乙の保安業務担当者は保安管理業務に従事する身分証明書を常に携行するものとする
- 4 甲は乙の保安業務担当者が点検を行う際に、保安業務担当者が提示する身分証明書により本人であることを確認する。ただし、緊急の場合はこの限りでないものとする。
- 5 乙の保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」といい、保安業務担当者と総称して以下「保安業務担当者等」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 6 乙の保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 7 乙は前各項で定める保安業務担当者等の指名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に提出することとする。甲は面接等により本人の確認を行うこととする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合であっても同様とする。

第8条（記録の保存）

- 1 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

第9条（備品等の整備）

- 1 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

第10条（損害賠償）

- 1 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

第11条（損害賠償の免責）

- 1 乙は、次のいずれかに該当する場合は損害賠償の責をおわない負わないものとする。
 - (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指示、助言又は指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
 - (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合
 - (3) その他自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

第12条（機密の保持）

- 1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとする。

第13条（通知義務）

- 1 甲は、次に掲げる場合は速やかにこれを乙に通知するものとする。
 - (1) 所管官庁等が法令に基づいて検査・審査を行う場合
 - (2) 代表者もしくは事業場の名称、連絡責任者又は電気保安に関する組織を変更した場合
 - (3) 設備容量が変更された場合
 - (4) 受電電圧が変更された場合
 - (5) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (6) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
 - (7) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (8) 甲が保安規程を変更する場合
2. 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、ただちに乙に通報するものとする。

第14条（契約の解除等）

1 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (5) 発電所の出力が1,000キロワットを超えた場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

第15条（契約事項等の解釈）

1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

施行場所一覧

No.	名称	所在地	電気工作物の概要					定期点検 実施月	絶縁監視 装置の有 無（平成 31年3月31 日現在）	電気を止め る際に、 ポータブル 発電機を持 参する必要 のある施設	備考	連絡先	
			設備容量	受電電圧	非常用予備発電装置		常用発電装置						
			kVA	V	出力 kw	電圧 V	出力 kw						電圧 V
1	公用車庫	小川町18番地	175	6,600	該当無し		該当無し		9月	有	×	総務課 加藤 822-9677	
2	横須賀市立看護専門学校	上町2-36	250	6,600	該当無し		該当なし		8月	有	×	地域医療推進課 山崎 822-4751	
3	ウェルシティ市民プラザ	西逸見町1-38-11	1850	6,600	300	200	105	200	10月	有	×	常用予備発(コージェネレーションシ ステム)はガスエンジン。そのメンテナ ンスはメーカーに委託。	健康総務課 堀田 824-7502
4	横須賀港新港地区荷さばき地	新港町	30 (低圧受電)	200	20	100/200	該当なし		12月	無	×	ふ頭管理事務所 岩澤 874-9017	
5	総合福祉会館	本町2丁目1番地	1500	6,600	200	200	該当なし		11月	有	×	福祉総務課 矢野 822-8269	
6	横須賀市リサイクルプラザ	横須賀市浦郷町5丁目2931番地	3000	6,600	500	420	該当なし		10月	有	○	非常用発電機はディーゼルエンジ ン(燃料:白灯油使用)	リサイクルプラザ 佐藤 866-1196
7	はぐくみかん	小川町16番地	1250	6,600	165	200	該当なし		11月	有	×		
8	横須賀市立青少年会館	深田台37番地	300	6,600	該当なし		該当なし		12月	有	×	こども育成総務課 松田 822-8265	
9	横須賀市立坂本青少年の家	坂本町1丁目19番地	80	6,600	該当なし		該当なし		12月	有	×		
10	横須賀市立大津青少年の家	大津町5丁目4番2号	100	6,600	該当なし		該当なし		11月	有	×		
11	猿島公園	猿島1番	(低圧受電)	—	該当なし		有(備考欄 参照)	100/200	10月	無	×	常用発電機有(20KW1台・51.6KW 2台)内燃機関。メンテナンスは メーカーに委託	公園管理課 吉田 822-9561
12	市役所前公園	小川町9番1	95	6,600	該当なし		該当なし		3月	有	×		
13	横須賀美術館	鴨居4-1	1,900	6,600	320	200	該当なし		11月	有	×	美術館運営課 小川 845-1211	
14	中央図書館	上町1-61	350	6,600	80	200	該当なし		10月	有	×	中央図書館 岡崎 822-2202	
15	北図書館	夏島町12	275	6,600	該当なし		該当なし		10月	有	×	北図書館 早野 866-0516	
16	児童図書館	若松町3-20	90	6,600	該当なし		該当なし		10月	有	×	児童図書館 山崎 825-4417	
17	横須賀市自然・人文博物館	深田台95番地	850	6,600	120	200	該当なし		2月	有	×	博物館運営課 大山 824-3688	
18	天神島ビジターセンター	佐島3丁目7番3号	150	6,600	該当なし		該当なし		2月	有	×		
19	健康安全科学センター	日の出町2-14	500	6,600	27	200	7	200	10月	有	○	ヤンマーエネルギーシステム(株) 形式番号 AP-35A ソーラーパネル 167W×42枚 システム発電能力 7.014Kwh	健康安全科学センター 伊丹 822-4057
20	追浜行政センター	横須賀市夏島町9	400	6,600	200	96	該当なし		3月	有	×	追浜行政センター 山本 865-1111	
21	追浜行政センター分館	横須賀市夏島町7	130	6,600	該当なし		該当なし		3月	有	×	報告書は追浜行政センターへ提出	

22	田浦行政センター	横須賀市船越町6-77	225	6,600	60	200	該当なし	12月	有	○	定期点検時に電気を止めてはならない施設（北健康福祉センター内ワクチン保管装置）については、請負者が発電機を持参して行うこと。	田浦行政センター 宮野 861-4181
23	長浦コミュニティセンター	横須賀市長浦町2-45	100	6,600	該当なし		該当なし	1月	有	×	報告書は田浦行政センターへ提出	
24	逸見行政センター	横須賀市東逸見町2-29	125	6,600	50	200	該当なし	8月	有	×	報告書は逸見行政センターへ提出	逸見行政センター 秋山 822-2575
25	坂本コミュニティセンター	横須賀市坂本町2-26	60	6,600	該当なし		該当なし	11月	有	×	報告書は地域コミュニティ支援課へ提出（238-8550 横須賀市小川町11）	地域コミュニティ支援課 泉 822-8303
26	安浦コミュニティセンター	横須賀市安浦町2-33	80	6,600	該当なし		該当なし	3月	有	×	報告書は地域コミュニティ支援課へ提出（238-8550 横須賀市小川町11）	
27	三春コミュニティセンター	横須賀市三春町2-12	125	6,600	該当なし		※10kw ※200V	3月	有	×	※太陽光システム発電あり 報告書は地域コミュニティ支援課へ提出（238-8550 横須賀市小川町11）	
28	衣笠行政センター	横須賀市公郷町2-11	330	6,600	55	200	該当なし	8月	有	×		衣笠行政センター 中山 853-1611
29	池上コミュニティセンター	横須賀市池上4-6-1	175	6,600	35	200	該当なし	1月	有	×	報告書は衣笠行政センターへ提出（238-0022 横須賀市公郷町2-11）	
30	大津行政センター	横須賀市大津町3-34-40	150	6,600	40	200	該当なし	1月	有	○		大津行政センター 松岡 836-3531
31	浦賀行政センター	浦賀5丁目1番2号	275	6,600	40	200	該当なし	2月	有	×		浦賀行政センター 長澤 841-4155
32	鴨居コミュニティセンター	横須賀市鴨居3-11-12	125	6,600	該当無し		該当なし	10月	有	×	報告書は浦賀行政センターへ提出	
33	浦賀コミュニティセンター分館	横須賀市浦賀7-2-1	105	6,600	該当無し		該当なし	3月	有	×	報告書は浦賀行政センターへ提出	
34	久里浜行政センター	横須賀市久里浜6-14-2	200	6,600	40	200	該当無し	1月	有	×		久里浜行政センター 勝田 834-1111
35	北下浦行政センター	横須賀市長沢2-7-7	425	6,600	95	200	該当なし	11月	有	×		北下浦行政センター 小野 848-0411
36	武山コミュニティセンター	横須賀市武3-5-1	275	6,600	30	200	該当なし	1月	有	×		西行政センター 朝重 856-3157
37	長井コミュニティセンター	横須賀市長井6-16-5	80	6,000	該当なし		該当なし	10月	有	×		

施行場所一覧

	名称	所在地	電気工作物の概要				定期点検 実施月	絶縁監視 装置の有 無（平成 31年3月31 日現在）	電気を止め る際に、 ポータブル 発電機を持 参する必要 のある施設	備考	連絡先		
			設備容量	受電電圧	非常用予備発電装置							常用発電装置	
			kVA	V	出力 kw	電圧 V						出力 kw	電圧 V
1	中央消防署	米が浜通2-15	300	6,600	300	200	該当なし	10~12月	有	○	定期点検時は、消防施設のため出動に支障が出ないよう、発注者が署所設置の自家発起動および指令傍受状況の確認を行うので、その後に点検作業に入ること。	消防局総務課 塚田 821-6455	
2	中央消防署坂本出張所	坂本町1-19	80	6,600	16	200	該当なし	10~12月	有	○	同上		
3	中央消防署三春町出張所	三春町4-28	28(低圧受電)	200	28	200	該当なし	10~12月	無	○	同上		
4	北消防署	船越町1-59	125	6,600	50	200	該当なし	10~12月	有	○	同上		
5	北消防署長浦出張所	長浦町2-45	80	6,600	20	200	該当なし	10~12月	有	○	同上		
6	南消防署	森崎1-8-30	150	6,600	100	200	該当なし	10~12月	有	○	同上		
7	南消防署西分署	長坂1-4-5	80	6,600	5	100	該当なし	10~12月	有	○	同上		
8	南消防署久里浜出張所	久里浜7-1-10	30	200	24	200	該当なし	10~12月	無	○	同上		
9	南消防署湘南国際村出張所	秋谷3739-13	28(低圧受電)	200	28	200	該当なし	10~12月	無	○	同上		
10	消防総合訓練センター	長瀬3-4-1	150	6,600	50	200	該当なし	10~12月	有	○	同上		
11	武山無線中継局	武1-303	11(低圧受電)	200	13	100	該当なし	10~12月	無	○	同上		
	同上	同上	同上	同上	13	100	該当なし	10~12月		○	同上		
	同上	同上	同上	同上	5	100	該当なし	10~12月		○	同上		
	同上	同上	同上	同上	16	100/200	該当なし	10~12月		○	同上		
	同上	同上	同上	同上	11.5	200	該当なし	10~12月		○	同上		
12	貝山無線中継局	浦郷町5-2931	10(低圧受電)	200	11.5	200	該当なし	10~12月	無	○	同上		
13	神奈川共通横須賀基地局	芦名3-2375	20	200	12	200	該当なし	10~12月	無	○	同上		
14	三浦消防署	初声町下宮田 字長作5-11	300	6,600	80	200	該当なし	10~12月	有	○	同上		

定期点検詳細

	名称	所在地	定期点検 予定月	実施予定日	実施予定時間	電気を止める 際に、 ポータブル 発電機を持 参する必要 のある施設	備考
1	公用車車庫	小川町18番地	9月	土曜日	8:30～15:00	×	
2	横須賀市立看護専門学校	上町2-36	8月	土曜日または日曜日	8:30～12:00	×	
3	ウェルシティ市民プラザ	西逸見町1-38-11	10月	月曜日もしくは 火曜日の平日	23:00～5:00	×	
4	横須賀港新港地区荷さばき地	新港町	12月	平日	8:30～17:00	×	
5	総合福祉会館	本町2丁目1番地	11月	23日(祝・日)	9:00～14:00	×	
6	横須賀市リサイクルプラザ	〒237-0062 横須賀市浦郷町5丁目	10月	10月26日(土)又は27日(日)	8:00～17:00	○	
7	はぐくみかん	小川町16番地	11月	土曜又は日曜	8:30～12:00	×	
8	横須賀市立青少年会館	深田台37番地	12月	月曜日	8:30～12:00	×	
9	横須賀市立坂本青少年の家	坂本町1丁目19番地	12月	月曜日	13:00～15:00	×	
10	横須賀市立大津青少年の家	大津町5丁目4番2号	11月	月曜日	13:00～15:00	×	
11	猿島公園	猿島1番	10月	監督員と打合せによる	8:30～17:00	×	猿島への渡航費用(往復大人1,300円)は、受託者の負担とする。通常点検は月1回、定期点検は年1回とする。
12	市役所前公園	小川町9番1	3月	監督員と打合せによる	8:30～17:00	×	
13	横須賀美術館	鴨居4-1	11月	11月11日	停電18:30以降	×	美術館休館日作業。事前準備可能。
14	中央図書館	上町1-61	10月	10月24日	8:30～12:00	×	
15	北図書館	夏島町12	10月	月曜日	午前または午後	×	日程は追浜コミュニティセンターと協議の上決定
16	児童図書館	若松町3-20	10月	10月24日	午前または午後	×	
17	横須賀市自然・人文博物館	深田台95番地	2月	月内の月曜日 (休館日)	8:30～業務終了	×	
18	天神島ビジターセンター	佐島3丁目7番3号	2月	月内の月曜日 (休館日)	8:30～業務終了	×	
19	健康安全科学センター	日の出町2-14	10月	土曜、日曜	8:30～17:00	○	冷凍庫2台100V830Wと3相200V1,120Wに停電中電気を供給して欲しい
20	追浜行政センター	237-0061 横須賀市夏島町9	3月	日曜日	8:30～17:15のうち 4時間程度	×	
21	追浜行政センター分館	237-0061 横須賀市夏島町7	3月	日曜日	8:30～17:15のうち 4時間程度	×	

22	田浦行政センター	横須賀市船越町6-77	12月	第1日曜日	9:00~17:00	○	定期点検時に電気を止めてはならない施設（北健康福祉センター内ワクチン保管装置）については、請
23	長浦コミュニティセンター	横須賀市長浦町2-45	1月	第3月曜日	9:00~17:00	×	報告書は田浦行政センターへ提出
24	逸見行政センター	238-0045 横須賀市東逸見町2-29	8月	第4日曜日	9:00~12:00	×	
25	坂本コミュニティセンター	238-0043 横須賀市坂本町2-26	11月	土曜	13:00~16:00	×	
26	安浦コミュニティセンター	238-0072 横須賀市安浦町2-33	3月	日曜	12:30~16:00	×	
27	三春コミュニティセンター	238-0014 横須賀市三春町2-12	3月	日曜	8:30~12:00	×	
28	衣笠行政センター	238-0022 横須賀市公郷町2-11	8月	土曜日か日曜日	8:30~17:15のうち 4時間程度	×	
29	池上コミュニティセンター	238-0035 横須賀市池上4-6-1	1月	月曜日	8:30~17:15のうち 4時間程度	×	
30	大津行政センター	239-0808 横須賀市大津町3-34-	1月	第2日曜	8:30~12:00	○	
31	浦賀行政センター	239-0822 横須賀市浦賀5-1-2	2月	第3日曜日	午前中	×	
32	鴨居コミュニティセンター	239-0813 横須賀市鴨居3-11-12	10月	第4日曜日	午前中	×	
33	浦賀コミュニティセンター分館	238-0822 横須賀市浦賀7-2-1	3月	第2日曜日	午前中	×	
34	久里浜行政センター	239-0831 横須賀市久里浜6-14-2	1月	日曜	8:30~17:00	×	
35	北下浦行政センター	239-0842 横須賀市長沢2-7-7	11月	土曜・日曜・祝日のい ずれか	8:30~12:00	×	
36	武山コミュニティセンター	横須賀市武3-5-1	1月	第3月曜日（第4月曜 日は予備日）	8:30~12:00	×	
37	長井コミュニティセンター	横須賀市長井5-16-5	10月	第3月曜日（第4月曜 日は予備日）	8:30~12:00	×	

定期点検詳細

	名称	所在地	定期点検 予定月	実施予定日	実施予定時間	電気を止める 際に、 ポータブル 発電機を持 参する必要 のある施設	備考
1	中央消防署	米が浜通2-15	10月～12月	平日	8:30～17:15	○	定期点検時は、消防施設のため出動に支障が出ないよう、発注者が署所設置の自家発起動および指令傍受状況の確認を行うので、その後に点検作業に入ること。
2	中央消防署坂本出張所	坂本町1-19	10月～12月	平日	8:30～17:15	○	同上
3	中央消防署三春町出張所	三春町4-28	10月～13月	平日	8:30～17:15	○	同上
4	北消防署	船越町1-59	10月～14月	平日	8:30～17:15	○	同上
5	北消防署長浦出張所	長浦町2-45	10月～15月	平日	8:30～17:15	○	同上
6	南消防署	森崎1-8-30	10月～16月	平日	8:30～17:15	○	同上
7	南消防署西分署	長坂1-4-5	10月～17月	平日	8:30～17:15	○	同上
8	南消防署久里浜出張所	久里浜7-1-10	10月～18月	平日	8:30～17:15	○	同上
9	南消防署湘南国際村出張所	秋谷3739-13	10月～19月	平日	8:30～17:15	○	同上
10	消防総合訓練センター	長瀬3-4-1	10月～20月	平日	8:30～17:15	○	同上
11	武山無線中継局	武1-303	10月～21月	平日	8:30～17:15	○	同上
12	貝山無線中継局	浦郷町5-2931	10月～22月	平日	8:30～17:15	○	同上
13	神奈川共通横須賀基地局	芦名3-2375	10月～23月	平日	8:30～17:15	○	同上
14	三浦消防署	初声町下宮田 字長作5-11	10月～12月	平日	8:30～17:15	○	同上

施設ごとの自家用電気工作物保守管理業務委託額内訳書

(税抜き額)

No.	名 称	月次点検周期 (隔月/毎月)	上限価格 (令和元年7月～2年3月の 保守管理業務委託総額)	通常点検1か月あたりの 金額	通常点検 (令和元年7月～2年3月の 合計金額) A	定期点検 (年1回の金額) B	経済産業省届出手続き (初年度のみ) C	金額合計 A+B+C
1	公用車庫		184,100					0
2	横須賀市立看護専門学校		221,100					0
3	ウェルシティ市民プラザ		1,061,140					0
4	横須賀港新港地区荷さばき地		92,500					0
5	総合福祉会館		663,110					0
6	横須賀市リサイクルプラザ		971,400					0
7	はぐくみかん		539,400					0
8	横須賀市立青少年会館		235,500					0
9	横須賀市立坂本青少年の家		140,800					0
10	横須賀市立大津青少年の家		157,000					0
11	猿島公園		395,000					0
12	市役所前公園		130,800					0
13	横須賀美術館		718,000					0
14	中央図書館		289,500					0
15	北図書館		215,500					0
16	児童図書館		130,800					0
17	横須賀市自然・人文博物館		394,100					0
18	天神島ビジターセンター		184,100					0
19	健康安全科学センター		275,900					0
20	追浜行政センター		289,500					0
21	追浜行政センター分館		157,000					0
22	田浦行政センター		237,200					0
23	長浦コミュニティセンター		157,000					0
24	逸見行政センター		177,700					0
25	坂本コミュニティセンター		107,500					0
26	安浦コミュニティセンター		140,800					0
27	三春コミュニティセンター		157,000					0
28	衣笠行政センター		289,500					0
29	池上コミュニティセンター		204,800					0
30	大津行政センター		204,800					0

施設ごとの自家用電気工作物保守管理業務委託額内訳書

(税抜き額)

No.	名 称	月次点検周期 (隔月/毎月)	上限価格 (令和元年7月～2年3月の 保守管理業務委託総額)	通常点検1か月あたりの 金額	通常点検 (令和元年7月～2年3月の 合計金額) A	定期点検 (年1回の金額) B	経済産業省届出手続き (初年度のみ) C	金額合計 A+B+C
31	浦賀行政センター		256,200					0
32	鴨居コミュニティセンター		157,000					0
33	浦賀コミュニティセンター分館		157,000					0
34	久里浜行政センター		207,400					0
35	北下浦行政センター		320,200					0
36	武山コミュニティセンター		256,200					0
37	長井コミュニティセンター		140,800					0
38	中央消防署		279,600					0
39	中央消防署坂本出張所		161,500					0
40	中央消防署三春町出張所		93,000					0
41	北消防署		177,700					0
42	北消防署長浦出張所		161,500					0
43	南消防署		216,500					0
44	南消防署西分署		161,500					0
45	南消防署久里浜出張所		93,000					0
46	南消防署湘南国際村出張所		93,000					0
47	消防総合訓練センター		204,800					0
48	武山無線中継局		128,400					0
49	貝山無線中継局		93,000					0
50	神奈川共通横須賀基地局		93,000					0
51	三浦消防署		261,600					0
総 合 計			12,835,450	0	0	0	0	0